

# 新うどん県泊まってかがわ割 ご利用マニュアル

令和4年（2022年）**10月11日以降**の旅行より適用

## 《感染症拡大防止対策》

令和4年12月27日（火）泊【12月28日（水）チェックアウト】まで期間延長となりました。  
◎日帰り商品は令和4年12月27日（火）まで



### 新うどん県泊まってかがわ割事務局

コールセンター TEL087-880-1285

〒760-0017香川県高松市番町1丁目6-6甲南アセット番町ビル  
総合事務局（5階 502号室）

TEL:087-851-8720/FAX:087-851-8723

メールアドレス：[kagawa-wari.hq@37.tripwari.jp](mailto:kagawa-wari.hq@37.tripwari.jp)

宿泊事業者チーム（3階 304号室）

TEL:087-823-5011/FAX:087-823-5013

[kagawa-wari.yado@37.tripwari.jp](mailto:kagawa-wari.yado@37.tripwari.jp)

旅行事業者（代理店）チーム（5階 502号室）

TEL:087-851-8720/FAX:087-851-8723

[kagawa-wari.tabi@37.tripwari.jp](mailto:kagawa-wari.tabi@37.tripwari.jp)

クーポンチーム（5階 501号室）

TEL:087-821-0062/FAX:087-851-2722

[kagawa-wari.cp@37.tripwari.jp](mailto:kagawa-wari.cp@37.tripwari.jp)

営業時間：月曜～金曜、10時～17時

（土・日・祝 休業）

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>

# 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/07	新規作成
Ver.2	2022/10/19	「ワクチン3回」⇒「ワクチン3回以上」に変更
Ver.3	2022/11/04	「全国旅行割」を「全国旅行支援」に変更
Ver.4	2022/11/25	新うdon県泊まってかがわ割（全国旅行支援）の期間延長について ※令和4年12月27日（火）（12月28日（水）チェックアウト分まで延長とします

# 1. はじめに ～「新うどん県泊まってかがわ割」の実施にあたって～

全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」の適用については、旅行事業者、宿泊事業者にてワクチン3回以上接種またはPCR検査等における陰性証明書の確認を行って頂く必要があるため、必要となる手続き等を本書にまとめました。

本書の内容を確認の上、不備の無いように確認・対応をお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、お手数をおかけしますが、その都度事務局までお問い合わせ下さい。

## ■目次

1. はじめに	2
2. 参加条件	3
3. 感染症拡大防止対策の概要	4
4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について	5～12
5. 旅行会社の商品造成・販売時における留意点	13～14
6. 【参考】商品販売時に明記すべき文言記載例	15
7. Q&A	16

## 2. 参加条件

**「感染症拡大防止対策」が必須条件であることに同意できること。**

### 【参加条件】

- マニュアルに示す手順により、「感染症拡大防止対策」の取り組みを徹底すること。
- (宿泊事業者)
  - ・マニュアルに示す「新型コロナウイルス感染症対策に関する事項」の取り組みを実践すること。
  - ・直接予約・OTA経由予約について、補助金対象者の当日対応としてチェックイン時に本人確認と併せてワクチン3回以上接種またはPCR検査等における陰性証明書の確認を実施すること。  
また、事前に旅行事業者から「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」にて感染症拡大防止対策確認の代行依頼があった場合は直接予約と同様の手法で対応し、「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」を用い、結果を旅行事業者へ報告を行うこと。
- (旅行事業者)
  - ・「旅行業における新型コロナウイルスガイドライン（日本旅行業協会・全国旅行業協会）」を遵守し、感染防止対策の取り組みを実践すること。
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置の適用となった場合等に本事業を一時休止することに同意できること。
  - ・補助金対象とする商品の募集パンフレットや旅行条件書等には「感染症拡大防止対策」の利用条件や条件を満たさない場合の対応等を明記すること。  
基本、旅行事業者で事前、もしくはツアー開始時に本人確認と併せてワクチン3回以上接種またはPCR検査等における陰性証明書の確認を実施すること。但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な場合は、宿泊事業者の過度な負担とならぬよう配慮すると共に、案件毎に前もって「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」を宿泊施設にデータ等でお送りし、必ず「感染症拡大防止対策確認代行」対応の依頼を行い理解を得ること。また、「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」原本については利用者に当日の持参をお願いすること。
- (OTA事業者)
  - ・「感染症拡大防止対策」並びに「代表者及び同行者全員の本人確認」が必須条件であることを利用者に分かりやすく告知し、異なった条件で宿泊をしようとする事実が発覚した際には補助金適用外となり、条件の異なる予約をキャンセル料を払って取消を行う必要がある旨、利用者の同意を得ておくこと。
  - ・「感染症拡大防止対策確認」の当日対応を宿泊事業者に依頼することとなるため、宿泊事業者に対し当該利用者の予約通知を行う際には必ず「感染症拡大防止対策」の当日確認対応を依頼する旨の文言を入れること。（通常予約と内容を明確に区別）

### 3. 感染症拡大防止対策の概要

新うどん県泊まってかがわ割の適用にあたっては、香川県の「感染症拡大防止対策ガイドライン」に沿った手続きが必須となりますので、本マニュアルにより適切な対応をお願いいたします。

#### 1. 感染症拡大防止対策の内容

ツアー開始時（チェックイン時）に本人確認とあわせ予防接種済証等または検査結果通知書の提示を求め、利用者がワクチン3回以上接種済またはPCR検査等における陰性証明書を確認頂きます。

**ワクチン3回以上接種を受けた方、または陰性が確認できた方のみ「新うどん県泊まってかがわ割」の補助金適用及びクーポン配布が可能です。**

#### 2. 上記の確認ができなかった場合

##### ① 宿泊事業者の場合

「新うどん県泊まってかがわ割」を適用しない宿泊プランを提案してください。

##### ② 旅行事業者の場合

販売時に示している対応方法（取消等）でご対応ください。

#### 3. 商品造成・販売時の留意事項（旅行事業者・宿泊事業者共通）

- ・条件を満たさない場合の対応等を商品説明に明記する。
- ・ワクチン3回以上接種またはPCR検査等における陰性証明書を提示することの同意を販売時に得る。
- ・ワクチン3回以上接種の確認は、事前（販売時等）に行う。

#### 4. 例外事項

##### ① 学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者

修学旅行等の教育を目的とした旅行は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認不要。

- ➡ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、認定こども園

##### ② 12歳未満の子どもについて

同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認不要【この場合、旅行に参加する12歳以上の同居者全員の陰性証明が必要】。

（同居する親等の監護者が同伴しない場合は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認が必要）

ただし、自粛要請の対象となる場合（緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用等）にあつては、6歳以上12歳未満の利用者は検査が必要となります。

## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

### 1. 確認等の流れ

#### (1) 宿泊事業者

##### ① 予約受付時

「新うどん県泊まってかがわ割」の適用の申し出があった際は、チェックイン時に予防接種済証等によるワクチン3回以上接種または検査結果通知書による陰性の確認ができない場合、補助金の適用並びにクーポン配布ができないので、**必ず同行者を含む全員分の予防接種済証または検査結果通知書等を持参いただくように伝える**  
(予防接種済証等は撮影した画像や写しでも可)

 コピーまたは 画像でも可		本人確認書類	予防接種済証等 または 検査結果通知書
	予約受付時	<b>持参の依頼</b>	
	チェックイン時	<b>目視確認</b>	

##### ② チェックイン時

**身分証等による本人確認と併せて予防接種済証等または検査結果通知書の確認を行う。**

#### (2) 旅行事業者

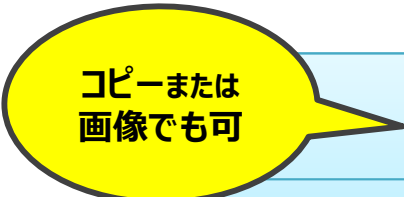
##### ① 商品販売時

**旅行前の販売時等に予防接種済証等の確認を行う。**

##### ② ツアー開始時

商品販売時に確認を実施している場合は、本人確認のみを行う。事前確認を行っていない場合は、本人確認とあわせて予防接種済証または検査結果通知書の確認を行う。

- ・添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が確認を行う。
- ・添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保し確認を行う。

 コピーまたは 画像でも可		本人確認書類	予防接種済証 or 検査結果通知書
	予約受付時	<b>目視確認による事前確認</b>	
	ツアー開始時	<b>目視確認</b>	事前確認を行っていない場合、 目視確認

## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

### 2. 詳細フロー

新型コロナウイルスのワクチン3回以上接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件となる。利用時に本人確認書類（身分証明）及び以下①②いずれかの提示が必要。

#### ①ワクチン接種歴（**3回以上接種済**）

…「接種済証」「接種記録書」「接種証明書」等 ※原本以外に画像や写し等の提示も可

#### ②検査結果通知書

「PCR検査」「抗原定量検査」は**検体採取日 + 3日**が有効期限

「抗原定性検査」は**検体採取日 + 1日**が有効期限

※同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は対応不要。

※学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は対応不要。

### 商品造成・販売時（宿泊事業者・旅行事業者・OTA事業者）

販売時に、以下の内容を明記し利用者の同意を得る。

➡対象商品がワクチン接種済（**3回以上接種済**）であること又は**旅行開始日・宿泊開始日の3日前以降（抗原定性検査の場合は旅行開始日・宿泊開始日の前日又は当日）**の検体採取による検査結果が陰性であることが条件であること。

➡検査結果通知書は、**①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限**が明記されているものを利用すること。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。

**注意）市販の検査キット（セルフチェック）は対象外**となります。

➡予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。

➡条件を満たさない場合の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等）。

➡複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。

➡確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

### 販売後～旅行開始日（旅行事業者のみ）

利用条件の確認を当日に行くと、ツアーの添乗員に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、できる限り事前（販売時等）に行うこととする。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。

予防接種済証等の確認は旅行事業者で完結すること。

## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

### 旅行開始日・宿泊開始日当日（宿泊事業者・旅行事業者）

- ・予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合  
当日のツアー開始時(旅行事業者の場合)又はチェックイン時(宿泊事業者の場合)等に本人確認のみを行う。
- ・予防接種済証又は検査結果通知書の当日確認を実施する場合  
ツアー開始時(旅行事業者の場合)又はチェックイン時(宿泊事業者の場合)に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行う。
- ・確認は、次のいずれかにより適切に実施する。
  - ➡添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。
  - ➡添乗員が付かない日帰り旅行の場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。
- ・予防接種済証等の確認にあたっては、以下を確認する。
  - ➡本人であること(身分証明書等により確認)
  - ➡3回以上のワクチン接種済証
  - ➡ワクチンのシール(3回以上のシールが貼られていることを確認)
- ・検査結果の確認にあたっては、検査結果通知書において、以下を確認する。
  - ➡本人であること(身分証明書等により確認)
  - ➡検査結果(陰性であることを確認)
  - ➡有効期限(旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認) ※下記補足
  - ➡検査方法(PCR検査、抗原定量検査又は抗原定性検査のいずれかであることを確認)

**補足：**旅行開始日・宿泊開始日と各種確認書類の期間の考え方

(例) 旅行開始日・宿泊開始日11月20日の場合

PCR検査・抗原定量検査の陰性証明の検体採取日	
11月16日	×
11月17日	○
11月18日	○

(有効期限11月19日まで)

(有効期限11月20日まで)

(有効期限11月21日まで)

※2連泊の予約に関しては2泊目の確認は不要

抗原定性検査陰性証明の検体採取日	
11月18日	×
11月19日	○
11月20日	○

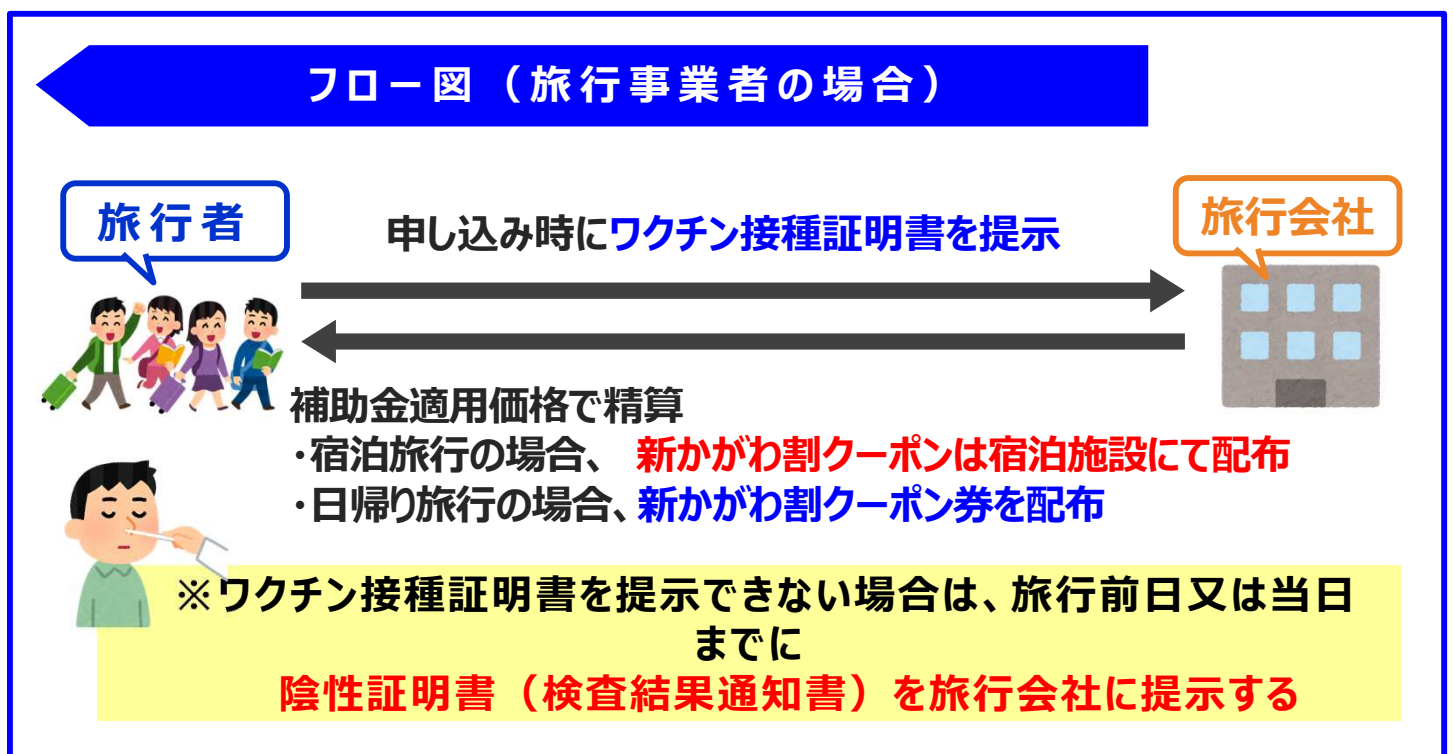
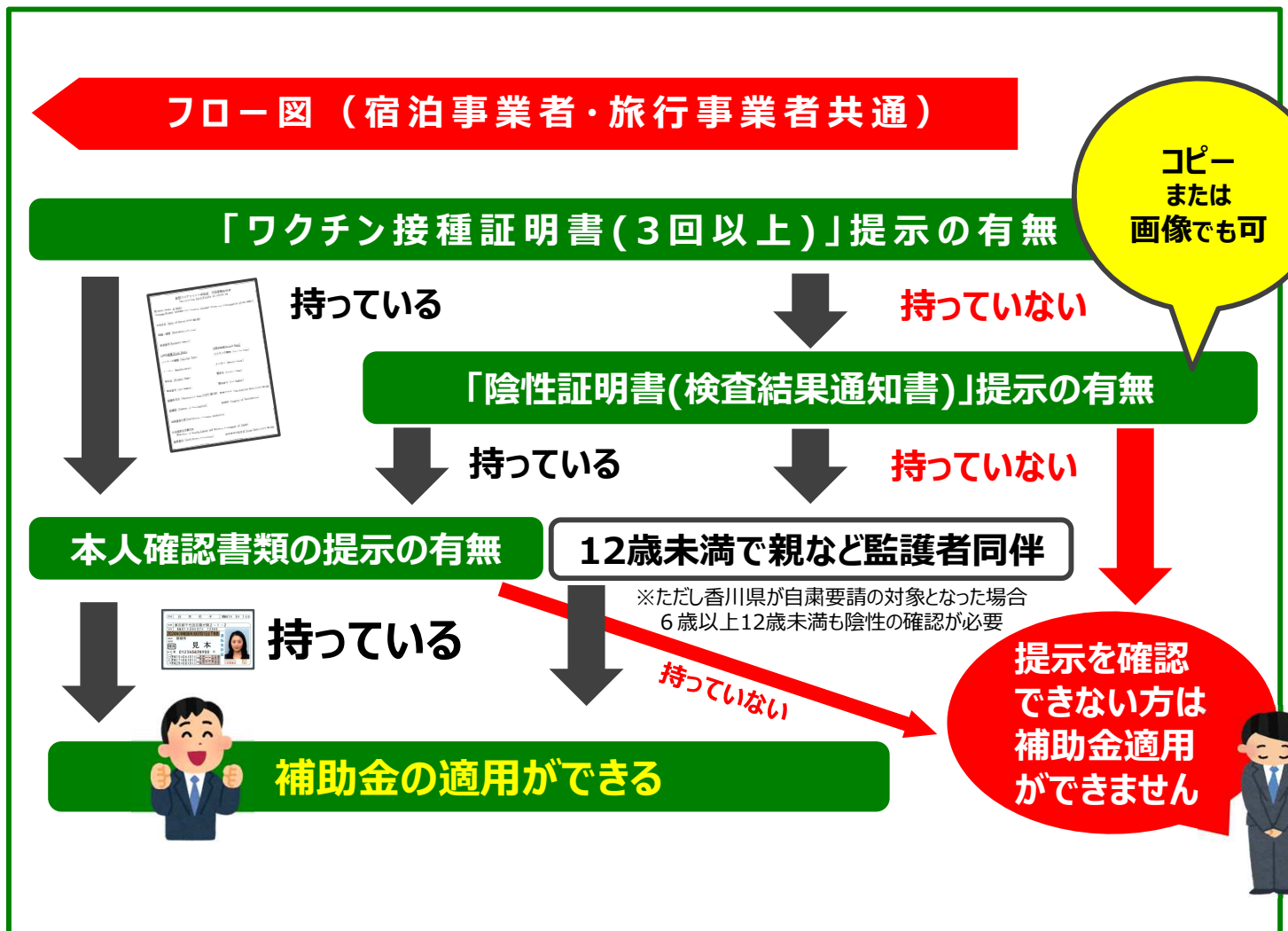
(有効期限11月19日まで)

(有効期限11月20日まで)

(有効期限11月21日まで)



## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

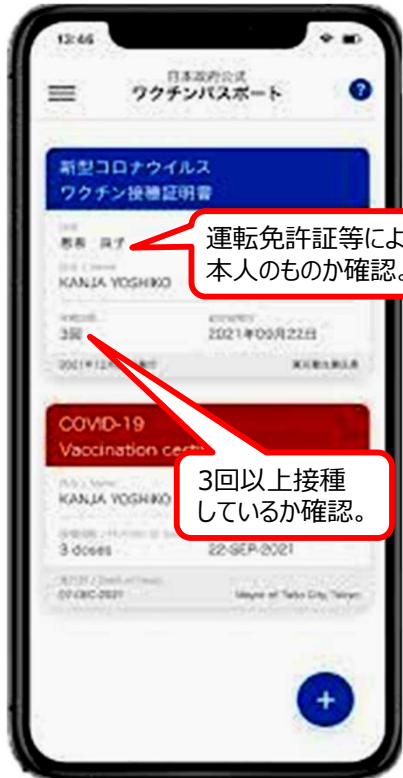


# 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

## 「ワクチン接種歴の様式イメージ」と「陰性証明書の様式例」確認事項



＜接種証明アプリの場合＞



運転免許証等により、本人のものか確認。

3回以上接種しているか確認。

＜接種記録書の場合＞

### 新型コロナワクチン接種記録書

Record of Vaccination for COVID-19

3回目 接種年月日	氏名
月 日	住所
接種会場	生年月日: 年 月 日
	接種券番号:

3回以上分シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。  
 ○ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口  
 ○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先  
 ○ ワクチン接種後に、健康に異常があるとき  
 ⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口  
 ○ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談  
 ⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。

＜予防接種済証の場合＞

〒100-8516  
東京都千代田区有明1-2-2  
厚生 大館

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。  
費用負担はありません。

接種を受けるときは、この用紙と予防票を忘れずにお持ちください。

この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。

### 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)

Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号:

3回目 接種年月日	氏名	厚生 大館
月 日	住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
接種場所	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生

3回以上分シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

※ \*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実務者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

＜接種証明書の場合＞

### 新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書

Vaccination Certificate of COVID-19

氏名  
Sumire Green name  
接種 有明  
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)  
1991-02-05

国内用  
[Domestic Use]  
SMART Health Card

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製品番号 [Lot Number]	接種回 [Course of Vaccination]
2021-01-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer-BioNTech]	コミナティ [COMIRNATI]	ABC123	1回 [1st]
2021-01-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer-BioNTech]	コミナティ [COMIRNATI]	DEF456	2回 [2nd]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer-BioNTech]	コミナティ [COMIRNATI]	GHI789	3回 [3rd]

3回以上接種しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

＜陰性証明書の様式例＞

### 検査結果通知書

(別紙〇 紙で発行する場合の記載例)

この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。  
 ・ 入店・入場等の際にも、身分証明書とともに提示してください。  
 ・ 新型コロナ感染症の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

□ 受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

□ 検体採取日\* 2021年〇月〇日

□ 検査結果 陰性

□ 有効期限\*\* 2021年〇月〇日

□ 検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査

□ 検体 唾液・鼻ぬぐい液・鼻咽ぬぐい液

□ 使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。  
 ※2 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。  
 ※3 有効期限: PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

□ 事業所名 (又は検査所名)\*\* 〇〇 〇〇

□ 検査管理者氏名 〇〇 〇〇

※4 PCR検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】  
 医療機関を受診してください。  
 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください  
 電話番号 〇〇-XXXX-XXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

有効期限内であることを確認。

陰性であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。



## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

### 3. 予防接種済証等によるワクチン接種または検査結果通知書による

**陰性の確認**ができなかった場合の対応

(1) 旅行会社、宿泊施設等で検査を行い検査結果が陽性だった場合

- ・医療機関又は香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す

【香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター】

電話番号：0570-087-550

受付時間：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

- ・同行者の中に同居人等の濃厚接触者と考えられる旅行者がいる場合は、保健所に相談する等の対応を促す

香川県東讃保健福祉事務所保健対策課

【住所】〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2 TEL 0879(29)8260

【所管地域】東かがわ市・さぬき市・木田郡・香川郡

香川県小豆総合事務所保健福祉課

【住所】〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 TEL 0879(62)1373

【所管地域】小豆郡

香川県中讃保健福祉事務所保健対策一課

【住所】〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526番地 TEL 0877(24)9962

【所管地域】丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡

香川県西讃保健福祉事務所保健対策課

【住所】〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 TEL 0875(25)2052

【所管地域】観音寺市・三豊市

高松市保健所保健対策課

【住所】〒760-0074 高松市桜町1-10-27 TEL 087(839)2860

【所管地域】高松市

## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

### (2) その他の場合

検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回以上未接種の場合、検体採取日が旅行開始日（チェックイン日）の4日前以前（抗原定性検査の場合は2日前以前）の場合 等

・旅行事業者や宿泊事業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う（検査キットは薬事承認されたものを使用すること）。

・上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

**新うどん県泊まってかがわ割の補助金適用及びクーポン配布を行わない。**

・複数人の参加者のグループの中に予防接種済証等によるワクチン接種の確認または検査結果通知書による陰性の確認ができた方とできなかった方が混在する場合は、

- ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。
- 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

・OTA⇒宿泊事業者予約の場合

- 事前決済の場合、補助金利用分の支払いを受けるものとする。新うどん県泊まってかがわ割クーポンを配布してはならない。
- 現地決済の場合、補助金非適用価格の支払いを受けるものとする。新うどん県泊まってかがわ割クーポンを配布してはならない。

・旅行事業者⇒宿泊事業者予約の場合

※「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」の送付が旅行会社からあった場合に限り対応

- 「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」に記載の取扱を行う。新うどん県泊まってかがわ割クーポンは後日旅行会社へ返却するものとする。また、宿泊施設は旅行会社へ条件を満たさなかったことを「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」を用い報告することとする。

また、宿泊事業者は旅行事業者に「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」を用い、結果を報告することとする。

## 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

### 4. 予防接種済証、検査結果通知書の確認にかかる例外事項

#### (1) 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス

学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、予防接種済証等または検査結果通知書の確認を行わず **新うどん県泊まってかがわ割**の補助金適用及びクーポン配布を行う。

#### (2) 12歳未満の者の取り扱い

12歳未満の者については、同居する親等の監護者が同伴する場合は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認を行わず **新うどん県泊まってかがわ割**の補助金適用及びクーポン配布を行う。**【この場合、旅行に参加する12歳以上の同居者全員の陰性証明が必要】**ただし、同居する親等の監護者が同伴しない場合は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認が必要。

※自粛要請の対象となる場合(緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用等) にあつては、6歳以上12歳未満の利用者は検査が必要となります。

### 直販以外の予約における宿泊事業者の対応について

#### OTA経由の予約にかかる接種済証等又は検査結果通知書の確認について

OTA経由の予約にかかる予防接種済証等又は検査結果通知書の確認についてはチェックイン時に宿泊施設で実施することとする。

新うどん県泊まってかがわ割を利用したOTAからの予約時に、利用者は感染症拡大防止対策が必要となる旨を同意しているため、現地でワクチン接種歴又は検査結果の提示がなされない場合は、補助金適用外となる。

#### OTA以外の旅行事業者経由の予約における接種済証・検査結果通知書の確認について

基本、予防接種済証等の確認は旅行事業者で完結するため、チェックイン時の接種済証・検査結果通知書の確認は不要。但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な場合は、案件毎に前もって「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」が旅行事業者より送付があるため、その場合は、チェックイン時に「身分証明書」と「検査結果通知書」の確認をし、「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」に確認した旨を記載する事。また、記載した「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」を用い、旅行事業者へ結果を報告を行う。

## 5. 商品造成・販売時における留意点

### 1. ツアー開始時に確認を行う場合の留意点

- ・予防接種済証等または検査結果通知書の確認に要する時間を商品造成時に考慮するようにしてください。
- ・予防接種済証等または検査結果通知書の確認において、密にならないような場所を確保してください。

### 2. 商品販売時に明記すべき事項

商品販売時に以下の事項を日程表等に明記するようお願いいたします。（記載例巻末に掲載）

**募集型企画旅行でチラシ等を作成する場合は、ア、エ、オ**については必ず記載してください。

電話等にて予約を受け付ける場合は口頭にて下記事項をご説明ください。

ア 対象商品について、ワクチン接種済（ワクチン3回以上接種済）であること

または又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が**陰性**であることが参加の条件であること。

イ 検査結果通知書は、①**受検者氏名**、②**検査結果**、③**検査方法**、④**検査所名**、⑤**検体採取日**、⑥**検査管理者氏名**、⑦**有効期限**が明記されているものを利用すること。

**注意**）市販の検査キット（セルフチェック）は対象外

ウ 予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。

エ 条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回以上未接種の場合）の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、新うどん県泊まっかがわ割クーポンの配布を受けられないこと、前日・当日の連絡先、参加可否等）。

#### 【ポイント】

- ・条件を満たさなかった場合、本キャンペーンの補助金適用及びクーポン配布は不可となります。
- ・取消料についてキャンペーンによる補填はありません。

オ 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。

#### 【ポイント】

- ・複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさなかった場合、条件を満たしている方については本キャンペーンの補助金の適用及びクーポン配布の対象となります。

カ 検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）。

#### 【ポイント】

- ・検査費用が代金に含まれることによる補助金の上乗せ等はありません。

## 5. 商品造成・販売時における留意点

キ 確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

ク 検査結果通知書の確認を希望する場合は、PCR 検査等による陰性の確認を推奨すること。

### 3. 商品販売時に旅行者から同意を得るべき事項

- ・ ワクチンを接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。
- ・ 予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。  
※旅行会社で、一つの旅行商品にグループで予約する場合において、代表者のみが来店し旅行者全員分のワクチン接種歴等と本人確認書類を提示することで参加者全員分の事前確認とすることができる（画像や写し、電子的なワクチン接種証明書なども可）
- ・ ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

利用条件の確認を当日に行うと、ツアーの添乗員等に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、事前に「旅行利用確認及び個人同意確認書」にて（販売時等）行うこととする。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。予防接種済証等の確認は旅行事業者で完結することとする。

但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な場合は、宿泊事業者の過度な負担とならぬよう配慮すると共に、案件毎に前もって「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」を宿泊施設にデータ等でお送りし、必ず「感染症拡大防止対策確認」の代行対応の依頼を行い理解を得ること。また、「感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）」原本については利用者に当日の持参をお願いすること。

**添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。**

## 6.【参考】商品販売時に明記すべき文言記載例

### 1. 旅行事業者向け

※赤字部分は旅行商品毎に旅行事業者にて実態に即して記載してください。

- ・本商品は、ワクチン接種済（ワクチン3回以上接種済）であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが参加の条件となります。
- ・検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを提示ください。

**注意** 市販の検査キット（セルフチェック）は対象外

- ・予防接種済証等は撮影した画像やコピー等の提示でも問題ありません。
- ・検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果の判明が出発に間に合わなかった場合、ワクチン3回以上未接種の場合は、（キャンセル料、変更後の旅行代金、クーポン配布がないこと、前日、当日の連絡先、参加可否等について記載）
- ・複数人で参加の申込をされている場合にグループの一部の方が条件を満たさない場合は、（グループ内の条件を満たす方についての旅行代金、キャンセル料について記載）

＜＜検査費用が代金に含まれる場合のみ記載＞＞

- ・本旅行商品は旅行代金に検査費用を含んでおります。検査方法は（PCR検査なのか抗原定量検査なのか抗原定性検査なのか記載）となります。検体採取につきましては（郵送検査なのか来店検査なのか記載）となります。
- ・確認書類の持参忘れにより旅行開始日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出での確認は不可となります。
- ・陰性の確認のためお客様自身で検査を申し込まれる場合は、できるだけPCR検査により検査をいただきますようお願いいたします。

### 2. 宿泊事業者向け

※赤字部分は宿泊プラン毎に各宿泊施設にて実態に即して記載してください。

- ・本プランは、ワクチン接種済（ワクチン3回以上接種済）であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが利用の条件となります。
- ・検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを提出ください。

**注意** 市販の検査キット（セルフチェック）は対象外

- ・予防接種済証等は撮影した画像やコピー等の提示で問題ありません。
- ・確認書類を持参しなかった場合、ワクチン3回以上未接種の場合等参加の条件を満たさなかった場合は、宿泊代金は正規の金額となります。また、新うどん県泊まってかがわ割のクーポン配布もありません。なお、キャンセルされる場合のキャンセル料は宿泊施設が規定する金額となります。
- ・1グループ内に、条件を満たす方と条件を満たさない方が混在する場合、条件を満たしている方については、新うどん県泊まってかがわ割を適用いたします。
- ・確認書類の持参忘れによりチェックイン時に予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出での確認は不可となります。
- ・陰性であることの確認のため検査を申し込まれる場合は、できるだけPCR検査により検査をいただきますようお願いいたします。



## 7. Q&A

No.	Q：質問	A：回答
1	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	画像や写し（コピー）等の提示でも可能です。ただしそれが本人のものでなければいけません。そのために本人確認も必要となります。
2	本人確認書類にはどんなものがありますか。	氏名及び住所が確認できる書類とし、運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険等被保険者証【住所記載必須】、年金手帳、官公庁職員身分証明書、介護保険被保険者証、公機関が発行した資格証明書、障害者手帳等各種福祉手帳、学生証【住所記載必須】、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等と致します。 ※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。 家族の場合は子供の健康保険証と親（法定代理人）の本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）等）で足りるものとします。
3	複数泊の場合、ワクチン接種歴、検査結果通知書はその都度取得し提示が必要ですか。	1旅行当たりの利用制限が7泊までに拡大となる事に伴い、旅行中にPCR検査等の陰性証明書の有効期限が切れてしまうことが想定されます。旅行中の2泊目以降のチェックイン時に有効期限が切れてしまった場合は 「①1泊目の宿泊施設で提示した陰性証明書」と 「②下記の旅行開始日が確認できる書類」 を提示することで『感染症拡大防止対策』の確認できたこととみなします。 ※旅行開始日に有効であることが確認できれば、追加の検査は不要です。  ◀旅行開始日が確認できる書類▶ ・旅行会社が作成した行程表（旅行会社手配の場合） ・旅行開始日に宿泊した宿泊施設の領収証（直販・OTAでの予約の場合）
4	「新うどん県泊まっかがわ割」利用条件を満たさない場合は具体的にどのようなものですか。	検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ（提示できない）、ワクチン3回以上接種していない場合、検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日が有効期限）等があります。いずれの場合も補助適用外となり、キャンセル料の負担もできません。
5	上記Q4検査結果を持参忘れの場合、後日の提示で認められますか。	後日の提示では認められません
6	感染症拡大防止対策の適用外となる場合はあるのでしょうか。	●同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者 【この場合、旅行に参加する12歳以上の同居者全員のワクチン接種証明（3回以上）または陰性証明が必要です。】 【例】父（3回以上接種済）+母（未接種・陰性証明なし）+小人（12歳未満）の場合、父のみ対象となります。 ●学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は適用外となります。  ただし、自粛要請の対象となる場合（緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用等）にあつては、6歳以上12歳未満の利用者は検査が必要となります。
7	感染症拡大防止対策の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はあるか。	確認は目視のみでかまいません。
8	検査費用は割引対象とすることができるか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例 .PCR 検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。

# MEMO



A series of horizontal dashed lines for writing, filling the majority of the page below the double yellow line.





験する!

香川でしか出来ない

体験がある。



る!!

香川でしか見られない

感動がある。



べる!!!

香川でしか食べられない

食文化がある。